２　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市　北見市	札幌市　釧路市　網走市	函館市	青森市　盛岡市　市　山形市　松本市	秋田市　長野市　市
一八九円	一六七円	一六一円	一二七円	八五円

第六条の二　更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	八王子市　町田市　国立市　横浜市　川崎市　大阪市	豊田市	さいたま市　千葉市　名古屋市	小田原市　堺市	泉佐野市	上記以外の市町村
六、三六三円	六、二〇九円	六、一七一円	六、一三三円	六、〇一七円	五、九七九円	

大津市　京都市　広島市　福岡市	仙台市　静岡市　豊橋市	ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　津市　和歌山市	札幌市　栃木市　前橋市　長野市　松本市　富山市　金沢市　姫路市　岡山市　北九州市	新潟市　福井市　呉市　徳島市　糟屋郡須恵町　飯塚市　田川市　長崎市		

２　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市　北見市	札幌市　釧路市　網走市	函館市	青森市　盛岡市　市　山形市　松本市	秋田市　長野市　市
一八九円	一六七円	一六一円	一二七円	四二円

第六条の二　更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	八王子市　町田市　国立市　横浜市　川崎市　大阪市	豊田市	さいたま市　千葉市　名古屋市	小田原市　堺市	泉佐野市	上記以外の市町村
六、四三九円	六、二八五円	六、二〇八円	六、一七〇円	六、一三二円	六、〇九三円	

神戸市	仙台市　静岡市　豊橋市　大津市　京都市　奈良市　広島市　福岡市	札幌市　ひたちなか市　宇都宮市　前橋市　甲府市　長野市　松本市　富山市　岐阜市　津市　姫路市　和歌山市　岡山市　呉市　福岡県糟屋	新潟市　福井市　徳島市　長崎市			